

伊豆半島海外向けプロモーション業務 プロポーザル実施要領

【目次】

1. 主旨	1
2. 業務概要	1
3. 委託限度額	1
4. 参加資格	1
5. 質問の受付及び回答	2
6. 提案書等の作成及び提出等	2
7. 提案者プレゼンテーションの実施	3
8. 審査方法	3
9. 審査基準及び配点	5
10. 日程	5
11. 失格条項	6
12. 委託業務の契約	6
13. その他留意事項	6
14. 担当部署	7

令和3年 月 日
(一社) 美しい伊豆創造センター

伊豆半島海外向けプロモーション業務 プロポーザル実施要領

1 主旨

本プロポーザル実施要領は動画等を活用した伊豆半島海外向けプロモーション業務を委託するに当たり、企画提案を求め、当該業務の最適な者を選定するための手続に関し必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1)業務名

伊豆半島海外向けプロモーション業務（以下「プロモーション業務」という。）

(2)目的

オンラインを活用したプロモーションを行い、諸外国における伊豆半島地域の認知度及び来訪意欲を向上させること及び当該プロモーションを通じて、今後の（一社）美しい伊豆創造センター（以下「（一社）美伊豆」という。）のインバウンド事業の実施及び計画策定に資する各種データを収集することを目的とする。

(3)業務内容

ア YouTube等を活用した動画広告配信及びホームページ誘導業務

イ 海外向け SNS アカウント運用業務

ウ 事業効果測定及び報告業務

※詳細は、「仕様書」(別紙2)のとおり

(4)実施期間

契約の日から令和4年3月31日まで

3 委託限度額

5,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

次の要件のいずれにも該当し、（一社）美伊豆において実施するプレゼンテーションに参加できる者とする。

(1)法人格を有していること。

(2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3)国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5)参加者又は参加者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (6)地方公共団体等が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

5 質問の受付及び回答

(1)受付期間

令和3年12月13日（月）～令和3年12月17日（金）午後5時

(2)提出方法

質問書^{様式1}により作成の上、（一社）美伊豆へEメール又はFAXにより提出するものとする。なお、提出後は（一社）美伊豆へ電話により着信等の確認をすること。

(3)質問に対する回答

令和3年12月24日（金）に（一社）美伊豆のホームページにて公表（予定）。

6 提案書等の作成及び提出等

(1)応募提案数

応募は、応募者1者につき1提案とする。

(2)実施要領等の配布

令和3年12月13日（月）から（一社）美伊豆ホームページに掲載。

様式は、必要に応じダウンロードして使用すること。

(3)作成要領

伊豆半島海外向けプロモーション業務プロポーザルに関する企画提案書等作成要領^{別紙1}（以下「作成要領」という。）のとおり

(4)企画提案書等の受付

ア 受付期間

令和3年12月13日（月）～令和3年12月28日（火）午後5時

イ 提出書類及び提出部数

作成要領に記載の参加表明書（^{様式2}）、誓約書（^{様式3}）、会社概要（^{様式4}）及び業務実績書（^{様式5}）を作成し、^{様式2}及び^{様式3}は各1部、^{様式4}、^{様式5}、

企画提案書（様式6）及び任意様式、見積書（任意様式）及びスケジュール（様式7）についてはA4で各10部提出すること。A3となる場合にはA4になるよう綴じ込むこと。

提出書類の内容が後記11の失格条項に該当することを確認した場合は、その段階で失格条項を明示し通知する。

ウ 提出先

（一社）美しい伊豆創造センター
〒410-2416 静岡県伊豆市修善寺 838-1

エ 提出方法

- （ア） 持参、郵送又は宅配便（持参する場合は平日午前9時から午後5時までに限る。）
- （イ） 郵送の場合は書留とし、締切日の消印があるものまで有効とする。なお宅配便の場合は締切日必着とする。
- （ウ） 郵送又は宅配便の場合は、封筒に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書き、受領書送付用として宛名を明記し84円切手を貼付した長3の封筒を同封すること。

7 提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを行う。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により県外移動が制限されると判断される場合はこの限りではない。

(1)実施日時

令和4年1月13日（木）※詳細については別途通知。

(2)参加者

プレゼンテーション参加者は総括責任者を含め最大3名とし、業務を受注した場合、主として本業務に従事する者（管理責任者）が説明するものとする。

(3)持ち時間

1社あたり40分程度（説明30分・質疑10分）とし、順次個別に行うものとする。

※企画提案の提出状況によっては変更になる場合あり。

(4)使用備品

プレゼンテーションに使用する備品（PC等）は提案者が準備すること。なお、画像を表示するためのモニター（50インチ）又はプロジェクターは（一社）美伊豆にて用意する。

8 審査方法

(1)プロポーザルの審査

提出された書類の審査及び提案者プレゼンテーションを行い、（一社）美伊豆企画審査会（仮称）において採点した結果、評価が最も高い応募者から第一契約候補者、次点契約候補者を選定する。

なお、応募多数の場合、プレゼンテーション前に書類審査を実施する場合があります、その際はその旨を（一社）美伊豆から通知するものとする。

また、プレゼンテーション審査の結果、一定の基準に満たない場合は契約候補者として選考しない場合がある。

(2)審査結果の通知

令和4年1月14日(金)に（一社）美伊豆ホームページで公表するほか、応募者に通知する。（応募及び審査状況により変更となる場合あり）

9 審査基準及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりとする。(200点満点)

評価項目		評価採点基準	配点
業務の理解度	1	提案者は同種、類似業務の実績を有しているか。	30
	2	対象国・地域の特性を理解した上での提案となっているか。	20
提案内容	3	事業の目的、主旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案がなされているか。	30
	4	幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した企画となっているか。	30
	5	短期的な成果や事業の継続性、発展性が見込まれる内容となっているか。	30
	6	動画閲覧数、ウェブサイト誘導数等の目標値が適切に設定されているか。また、測定結果を踏まえた適切な分析を行うことが見込まれるか。	30
	7	海外向け SNS について、十分な言語能力を持つ者によって運営されるか。	20
業務遂行能力	8	実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されているか。	20
	9	業務工程ごとに明確なスケジュールが記載されているか。	20
経費積算の妥当性	10	提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	20
合計			250

10 日程

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| (1)実施要領の公表 | 令和3年12月13日(月) |
| (2)質問書の受付締切 | 令和3年12月17日(金)午後5時 |
| (3)質問書の回答 | 令和3年12月24日(金) |
| (4)参加表明書の提出期間 | 令和3年12月13日(月)
～12月28日(火)午後5時 |
| (5)企画提案書提出期間 | 令和3年12月13日(月)
～12月28日(火)午後5時 |
| (6)提案者プレゼンテーション(予定) | 令和4年1月13日(木) |
| (7)審査結果の公表(予定) | 令和4年1月14日(金) |

1.1 失格条項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2)企画提案書等の作成形式等が本要領に適合していないとき。
- (3)企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4)虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5)プロポーザルの手続の過程で、前記4の参加資格に抵触することが明らかになったとき。
- (6)書類に虚偽の記載があったとき。
- (7)応募者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- (8)価格見積書の金額が、前記3に示した価格を超過しているとき。

1.2 委託業務の契約

- (1)（一社）美伊豆は、最も評価が高い者を本事業業務委託の契約候補者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、契約の際には改めて見積書を提出するものとする。
- (2)契約候補者が前記1.1の失格条項に該当すると認められた場合又は（一社）美伊豆と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとする。
- (3)選定後、前記4の参加資格の要件を満たさなくなった場合又は取組体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。
- (4)委託期間は、契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

1.3 その他留意事項

- (1)提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできない。
- (2)提出書類は返却しない。
- (3)書類の作成、提出及びその説明、プレゼンテーション等にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (4)書類記入に当たって使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

- (5)審査結果の評価が最も高い候補者の企画提案書は、公表する場合がある。また、(一社)美伊豆は、本プロポーザルに関する公表を行う場合及び(一社)美伊豆が必要と認める場合に、企画提案書が無償で使用できるものとする。企画提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくこと。
- (6)本プロポーザルのために(一社)美伊豆より受領した資料は、了解なく公表、使用することはできない。
- (7)プロポーザル参加表明後に、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式8)を提出すること。
- (8)提出書類の詳細は、作成要領(別紙1)のとおり。

1.4 問い合わせ先

〒410-2416 静岡県伊豆市修善寺 838-1 修善寺総合会館 1階

(一社)美しい伊豆創造センター 担当: 森

TEL : 0558-72-0280

FAX : 0558-72-1355

E-mail : ida@beautiful-izu.jp